

鹿屋市畜産業高度化実践モデル推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市畜産業高度化実践モデル推進事業補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第301号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「取得する」の次に「、又は既に取得している」を加える。

第5条第1項第2号中「、請求書」を削る。

第6条第1項第3号中「見積書、請求書等」を「請求書等」に改める。

別記第2号様式中「取得予定日」を「取得（予定）日」に改め、「、請求書」を削る。

別記第4号様式中「見積書、請求書等」を「請求書等」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。